

Q 5 原発事故時に住んでいた区域により賠償の対象にならないことはありますか？

A 南相馬市全域が賠償の対象となる地域です。

病気や怪我、持病の悪化が避難等に関連していると認められれば、原発事故時に旧緊急時避難準備区域（20km～30km圏内）や30km圏外の区域にお住まいだった方も賠償の対象になります。

Q 6 賠償される期間に終わりはありますか？

A 特に期限はありません。

賠償の対象となるかどうかは、専ら病気等と避難等との関連性により判断されます。

病気や怪我をした時期や、持病の悪化の時期について特に制限はありません。

また、避難生活等による精神的損害賠償のように、賠償がされる期間の終わりが設けられてもいません。

ただし、病気の発症時期が原発事故の時から離れば、関連性が否定される可能性は高くなります。また、一度関連性が認められた病気でも症状の継続の状況により、途中で関連性が否定される場合もあるようです。

Q 7 東京電力が賠償を拒否した場合には諦めないといけませんか？

A 和解仲介手続では東京電力が賠償を拒否した事案でも賠償が認められる場合があります。

原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手続では、東京電力の直接請求の判断基準にとらわれることなく、賠償の可否が判断されます。申立ての方法はご相談ください。



生命身体損害賠償 Q & A



南相馬市復興企画部
原子力損害対策課

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地

電話 0244-24-5337

FAX 0244-23-2511

平成29年2月作成

Q 1 生命身体損害賠償は何に対する賠償ですか？

A 避難等によって病気や怪我をしたり、持病が悪化したりしたことに対する賠償です。

「避難等」とは、①原発事故に伴う避難指示に基づく避難、②避難指示が出された区域外での滞在を余儀なくされたこと、③屋内退避のことをいいます。

①から③により怪我や病気になった場合は賠償の対象になります。例えば、繰り返しの移動や避難所での生活で肺炎にかかったといった場合です。

①から③により持病（既往症）が悪化した場合も対象になります。例えば、避難のために薬が手に入らず、通院治療もできなかったために高血圧が悪化したといった場合です。

また、高齢の方や既往症があった方が健康状態の悪化を防ぐために余計にかかった費用も賠償の対象になります。

Q 2 賠償の内容は？

A 次の項目が賠償されます。

費目	内容
医療費	診察や病気の治療のために医療機関に支払った料金等
交通費・宿泊費	医療機関に行くためにかかった自動車の燃料費、列車の料金、宿泊費

入通院感謝料	入通院を余儀なくされたことによる精神的苦痛に対する感謝料 定額で入通院1日あたり4200円
生命身体損害による就労不能損害賠償	病気や怪我、持病の悪化のために、仕事ができなくなったことによる減収に対する賠償
証明書取得費	賠償請求のための診断書等の証明書を取得するために支払った料金

*医療費は医療機関での診察・治療のための料金が対象であり、次のようなサービスや施設の利用料は対象になりません。

例①：介護サービス利用料

例②：保養施設利用料

Q 3 病気や怪我と避難等の因果関係はどう判断されますか？

A 原則は医師が作成した診断書により判断されます。

病気や怪我、持病の悪化が避難等に関連していると判断される場合に生命身体損害賠償がされます。東京電力は直接請求でこの関連性を主に医師が作成する診断書（東京電力の指定様式）によって判断します。

診断書で避難等との関連性が「有」との記載の場合には賠償がされますが、「無」または「不明」との記載の場合には賠償が否定されることが多くなります。

「不明」との記載の場合も、東京電力が直

接、医療機関に問い合わせて入手した資料等を参考に関連性を認めて賠償をする場合もあります。

Q 4 病気や怪我が悪化して亡くなったり、障害が残ったりした場合はどうなりますか？

A 死亡や後遺障害に対する賠償がされることがあります。

避難等による病気や怪我、持病の悪化が進行し、死亡した場合には死亡感謝料や葬儀費用等が、後遺症が残った場合には後遺障害感謝料等が賠償される場合があります。

これらの賠償を東京電力に直接請求した場合、東京電力は「個別対応」ということにしており、特定の様式の請求書や賠償の基準・内容を公表していません。まずは、東京電力に連絡することで請求方法や必要な資料の案内を受けることができます。

請求をすると、多くの場合に東京電力の職員ではなく、東京電力の委任を受けた弁護士による対応になり、死亡や後遺症に至る経過の詳細な質問状が送られてくるようです。

なお、死亡に関する賠償請求は、亡くなられた方の相続人が行うこととなります。相続人が複数いる場合には、遺産分割協議書や賠償請求に関する相続人全員の同意書の作成を求められる場合があります。